

平成20年度最高裁判所総合評価審査委員会（第3回） 議事概要

開催日及び場所	平成21年1月16日（金）最高裁判所中会議室
委員	<p>委員長 深尾 精一（首都大学東京都市環境学部教授）</p> <p>委員長代理 浦江 真人（東洋大学工学部准教授）</p> <p>委員 伊室 亜希子（明治学院大学法学部准教授）</p> <p>都甲 和幸（経理局営繕課首席技官）</p> <p>大村 信之（同 次席技官）</p>
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

議事 1 『入札参加者の状況について』

入札参加者の状況について報告。(意見等なし)

議事 2 『施工実績等の評価について』

施工実績等の評価について説明。(意見等なし)

議事 3 『技術提案の評価について』

技術提案の評価について説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

仮に電気工事でも提案を募集して、建築工事でも電気工事でも同じ提案が出された場合、電気工事では採用しない、建築工事では採用するという仕分けが必要となってくる。今回はそうではないから問題ないが、建築や電気を分離発注している場合、どう取り扱うかということを経来の課題として考えてもらいたい。

【委員】

今回は問題ないが、「有効と認められない技術提案」の類型の中で、提案形式の誤りを理由に有効と認められないと判断している提案について、多数の者に同様な状況が認められる場合には、発注者側の指示、フォーマット等の妥当性の検討が必要であると思う。

【事務局】

外壁の外断熱工法以外の断熱に関する提案については、内容的には効果が期待できる提案である場合でも、本案件で提案を求めている項目とは異なる項目に関する提案であることから、「有効と認められない」と判断したが、委員の意見を伺いたい。

【委員】

カーテンウォールや屋上に関する提案については、本案件で求めている外壁の外断熱に関するものではないから、本案件における設定ルールどおりに、「有効と認められない」との判断で問題ない。

【事務局】

「外壁の外断熱の施工レベル向上に関する提案」について、具体的な説明資料が提出されていないためにその有効性を判断できない提案については「有効と認められない」と判断したが、委員の意見を伺いたい。

【委員】

有効性を判断できる説明資料がない場合には、「有効と認められない」との判断で問題ない。

【委員】

標準工法ではない提案については、提出業者に説明義務がある。

【委員】

「工事全般の施工計画」について、「有効と認められる技術提案」の類型において多数の者から同じ提案がなされているものについては、当該提案を将来の発注・施工に活かして

もらいたい。

議事4 『評価点について』

評価点について説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

各評価項目に対する技術提案の評価結果については、標準偏差を算出し、どの評価項目で各業者間の差がついたのかを資料として残しておき、今後の工事案件の発注等（評価項目の設定等）の参考にする方がよいと思う。企業・配置予定技術者の施工実績・経験等の評価結果についても同様である。

議事5 『その他』

入札スケジュール等について説明。（意見等なし）